

継続治療後収入サポート給付金のお支払い



お支払い
できる場合

「脳梗塞」により、**30日間入院**した場合

▶入院が**30日以上継続している**ため、継続治療後収入サポート給付金をお支払いします。



お支払い
できない場合

足の骨折をし、自宅で休養しながら、**通院による治療**を行った

在宅患者診療・指導料が算定されていない場合

▶「在宅での計画的な医師等の訪問治療」に該当しませんので、継続治療後収入サポート給付金をお支払いできません。



お支払い
できない場合

持病により、自宅で療養中、急に体調が悪化したため、**医師による往診**を受けた

在宅患者診療・指導料のうち、往診料のみが算定されている場合

▶**往診料のみが算定されている**場合は、「在宅での計画的な医師等の訪問治療」に該当しませんので、継続治療後収入サポート給付金をお支払いできません。

解説

- 継続治療後収入サポート給付金は、疾病や不慮の事故により、「入院」または「在宅での計画的な医師等の訪問治療」が**30日以上途切れることなく継続**した場合にお支払いします。
- 「在宅での計画的な医師等の訪問治療」とは、公的医療保険制度の**在宅患者診療・指導料(往診料および救急搬送診療料を除く)**の算定対象として列挙されている診療行為等※を受けることをいいます。
※詳細は当社ホームページでご確認いただけます。
ホームページアドレス <https://www.taiju-life.co.jp/>
- 医師の指示があったとしても、「自宅で安静にしていた」など在宅患者診療・指導料が算定されない場合は、「在宅での計画的な医師等の訪問治療」には**該当せず**、お支払いの対象となりません。